

TUAC・連合共催「OECD 多国籍企業ガイドラインシンポジウム」の報告から

フィリピントヨタ労組を支援する会・事務局

「2月25日(月)に連合はTUAC(OECD 労組諮問委員会)と共催で「OECD 多国籍企業ガイドラインシンポジウム」を東京で開催した。TUAC、ITUC AP(国際労働組合総連合アジア太平洋地域組織)、連合本部、国内外のGUF(国際産業別組織)関係者、OECD本部、ILO本部、日本政府(外務省、厚生労働省)、日本経団連からの参加を得て、活発な議論が展開された。」(連合HPより)

日本の連合関係からは13名が出席、その中に(敬称を略)高木剛、中嶋 滋など、またウエマツ・リョータ(IMF-JC)が出ている。外務省 堤尚広、松本健介、厚労省 カツダ・トモアキ、タケウチ・ヒトミ(女)、菊池克也、経団連 斎藤・タダシ。日本以外の出席者は9名。(英語からの訳のため漢字のわからない人もあります。失礼します。)

シンポのプログラムに沿って一部重要な点を翻訳、要訳する。

1. セッション (開会セッション) - 歓迎挨拶(連合タカギ、TUAC 事務局長ジョン・エバンス、OECD 事務局次長マリオ・アマノ)

OECDのマリオ・アマノの挨拶から「G8 マンデート」と題する部分を訳しておく。

- ・ G8 マンデート(G8への負託というような意味であろう)

G8 ハイリゲンダム・サミットにおいて、G8の指導者たちは、国際的に合意されている企業の社会的責任および労働基準(OECD 多国籍企業ガイドラインとILO 三者宣言、より高い環境基準、およびOECD ガイドラインのNCPを通じてのより良い統治など)を活発に推進していくことを約束した。指導者たちはまた、OECDに、次のような新たな作業を引受けるよう要請した。

- 第1に、OECDは、6月にパリで、ILOとの緊密な協力のもとに、ガイドラインの枠組みの中での、グローバル化しつつある経済の中での雇用と産業関係における責任ある企業行動を推進することにかんするハイレベルのラウンドテーブルを開催するであろう。このイベントは、この分野における現在の企業慣行をデータ収集し、政府と企業双方に今後課されてくる主な挑戦について討議し、かつ、OECDのガイドラインとILOの多国籍企業宣言が表しているものを共同で一層発展することが出来るようにするための対話の論点を検証するという、ユニークな機会を提供するであろう。
- 第2に、我々は、ILOおよび国連グローバルコンパクトと協力しつつ、それらの理解を改善すると共にそれらの適用関連性を評価するために、企業責任基準および原則にかんする立案作業を行なっている。この作業は、OECDが

イドラインが、ILO 宣言と共に、今日現存する最も権威ある企業責任（を定めた）文書であることを、既に確認している。

— 第3に、NCPの任務遂行にかんする抜本的見直しを、現行手続の有効性を高める観点で、行なっているところである。2008年の年次NCP会議は、実際に、その検討結果の評価に当てられるであろう。

- ・ セッション OECD ガイドラインについての7年間の労組の経験の要約(TUAC 事務局長ジョン・エバンス) - (別紙「OECD ガイドラインについての7年間の労組の経験」を参照されたい)
- ・ セッション 続き(討論と質疑応答)
- ・ セッション 企業の社会的責任：G8のドレスデン閣僚会議およびハイリゲンダム・サミットによって提起された挑戦に対するフォローアップ(ドイツ連邦共和国労働社会関係省国際社会政策計画局長ズザンネ・ホフマン(女))

このスピーチが の報告とともにシンポの目玉として位置づけられていたようである。ドイツの労働社会関係省から局長を花形選手として連れてきたわけである。スピーチのポイントは、「昨年ドイツにおけるサミットで、OECD 多国籍企業ガイドラインをもっと重視してこれを中心に、これに途上国をもっと参加させ、NCPなど必要な改善も行なって、充実させていこうということを決めた、これが「ハイリゲンダム・プロセス」だが、これはまだ未完成である、今年の日本でのサミットはそれを受け継ぎ前進させることでありそれは議長国である日本の役目である、そして来年(2009年)のイタリアのサミットで完成させることになっている」というものである。

セッション 日本における OECD ガイドラインの実施 - G8 声明に対する追行 / NCP の再構成に向けて? (厚労省・NCP トモアキ・カツダ、経団連タダシ・サイトウ、連合チヒロ・イクサワが発言者として挙がっている。)

- ・ セッション 東南アジアでのガイドラインについての経験(TUAC 事務局長ジョン・エバンス、国際労働組合総連合アジア太平洋地域組織運営調整部長 S・カンディア)

以下に示すのは多分ここで発表されたシンポに欠席したマレーシアの労組(MTUC)(Malaysia Trade Union Confederation マレーシア労働組合連合)が託した声明である。

『MTUC は、2003 年 3 月 12 日に、Top Thermo Manufacturers (M) Sdn. Bhd. による OECD ガイドライン違反にかんし、日本の NCP に正式申立書を提出した。受理の確認をもらった。2003 年 4 月に、連合、IMF-JC および日本の親会社を代表する日本の組合との、申立を検討するための会合が設定された。不幸なことに、日本の NCP は MTUC の申立にかんし何の行動もとっていない。MTUC は、NCP がより真剣に自己の責任を果たして、関係当事者間の友好的な解決を見出すよう真

に努力しないかぎり、ガイドラインは効果のないものになるであろうという見解をもっている。

- ・ **セッション** **OECD および ILO での次のステップ**：2008 年 6 月、CSR にかんする ILO - OECD のハイレベル・ラウンドテーブル
- ・ **セッション** **結論（連合、TUAC）**
結論と題する文書の第 4 項を全訳しておく。

7 月に北海道サミットと共に日本で開催される G8 会議および 5 月の新潟労働閣僚会議は、OECD ガイドラインの実施改善に向けての重要な約束がなされた、2007 年のハイリゲンダムおよびドレスデンにおける G8 会議で作られた進歩を踏まえてさらに構築していく必要がある。（以下略）

結論 第 6 項

「日本では、日本の NCP に提起されている事件がこれまで何一つ効果的に取扱われていない。NCP の構成を、三者協議を導入する観点で再検討すべきである。並行法的手続の論点でもって、事件処理を凍結することを許容すべきではなく、NCP は、いくつかの NCP が提供してきた斡旋の役割の経験をも引き出しながら、事件処理における調停的役割を演じることを追求すべきである。」